

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、まんのう町が土地改良事業（香川用水非受益地域用水確保事業（かんがい排水事業）入江ダム地区）を行うことについて平成22年5月7日適当と決定した。

その関係書類をまんのう町建設土地改良課において平成22年5月25日から同年6月14日まで縦覧に供する。

平成22年5月18日

香川県知事 真 鍋 武 紀